

平成 29 年 6 月 30 日

小売電気事業者各位

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

自家消費を目的とした発電設備等（系統への電力流入が発生しないもの）の
接続検討業務に関する取扱いの変更について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自家消費を目的とした発電設備等（系統への電力流入が発生しないもの）の設置等に関する接続供給契約の申込みについて、平成 28 年 4 月の系統アクセスルールの改定等により、小売電気事業者様から接続検討申込書（または接続検討要否確認依頼書）および系統連系申込書のご提出をいただいております。

このたび、平成 28 年 4 月以降の取扱状況や系統への影響度合い等を踏まえ、高圧系統に関しては、事前協議や系統連系契約の申込み時にご提出いただく資料等で系統への電力流入が発生しないことを確認できるため、特段の事情がない限り、系統アクセスルールの需要者に準じて取り扱う事といたしました。

つきましては、下記のとおり、原則として、接続検討申込書（または接続検討要否確認依頼書）の提出は省略可能といたしますので、ご理解ならびにご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いたします。

敬具

記

1. 接続検討申込書（または接続検討要否確認依頼書）の提出

高圧系統	原則、省略可能(*1)
特別高圧系統	提出要(*2)

(*1)：次に該当する場合、引き続き、接続検討申込書（または接続検討要否確認依頼書）のご提出が必要となります。

- ・発電者様の希望がある場合
- ・島嶼地域の場合（島嶼とは次の離島を指します）
東京都；大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
- ・提出資料に不備があり、接続検討申込（または接続検討要否確認依頼書）の省略可能かを確認できない場合
- ・系統連系制約等の保安および電力品質面等、ほかに考慮する事案が発生している場合

(*2)：特別高圧系統に関しては、系統への電力の流入が発生しない発電設備等であっても、短絡電流の増加や電圧変動、送電線事故時における既連系発電機の安定運転の維持等に影響を与える可能性があり、その対策が大規模となる傾向があることから、系統への電力の流入有無に関わらず、接続検討申込書（または接続検討要否確認依頼書）による検討を行うこととしているため、取扱いに変更はありません。

2. 変更時期

平成 29 年 7 月 1 日申込受付分より適用。

3. 系統アクセスルールの改定について

系統アクセスルール[高圧・低圧版]へは、平成 30 年 4 月の改定時までに本内容を反映し、ホームページへ公開予定。

以上

扱い：高圧受付グループ

03-3509-1709